

理事長報酬に関する規則

(目的)

第1条 この規則は理事長の報酬の支給を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 理事長の報酬は、年額 5,400,000円（月額 450,000円）とする。ただし、2年ごとに見直す。

2 報酬は、当該月15日に支給する。ただし支給日が金融機関の休日にあたる場合は、支給日に最も近い開行日に繰り上げて支給する。

(改定)

第3条 この規則を改定する必要がある場合においては、理事会の意見を聴いて行うとともに、定款第22条に基づき評議員会の決議を経なければならない。

附 則

1. この規則は、平成 3年 6月 1日から実施する。
2. この規則は、平成 13年 4月 1日一部変更する。
3. この規則は、平成 21年 1月 30日一部変更、平成21年2月1日実施する。
4. この規則は、平成 25年 3月 23日一部変更する。
5. この規則は、令和 3年 7月 1日一部変更する。
6. この規則は、令和 4年 4月 1日一部変更する。